

第5次岡山県人権政策推進指針素案に対する意見

パブリック・コメント 34件(個人5・団体2)

No	頁	項目	ご意見・ご提案《全文》
1	—	指針全般	人権問題があまり進まないのは、県民一人ひとりが意識し理解していないからではないでしょうか。県民が誰でも参画でき、よくわかる推進体制が必要ではないでしょうか。
2	—	指針全般	人権政策は国際的な状況はともスピードが速く、この指針が5年ごとの改定では、マッチしない点が多いと思います。
3	—	指針全般	県政は県民をどうとらえているか 県政は、「晴れの国おかやま生き生きプラン」において、県民を「客」という言い回しをしている。3つの柱の中で「顧客」という表現が見られるが、国民、県民、市民は、本来「憲法」において「主権者」として位置付けられており、この点からみて、第5次推進指針は、県民を主権者であり、「人権」の主体としてみているのが、疑問が生じる。全体を通しての書きぶりを再度点検されてはどうか。
4	—	指針全般	「人権」について 第4次指針素案のときにも以下の点について指摘させていただいたが、今回の第5次指針素案に限らず、この間の推進指針において歴史的に人権は人民の手で勝ち取ってきた権利であり、権力と人民との関係性の中から生まれた概念としての明確な規定は記述されていない。推進指針全体を通して「人権」をどうとらえるのか、誰のための人権なのか、どんな権利なのか、人権獲得の歴史をどう評価するのかといった視点が欠落している。 したがって権力と人民との関係で人権課題をどう扱うかに関する記述は一部の個別課題の箇所(企業のハラスメント等社会的権力)を除いて記述が弱い構成となっている。我が国では権力は人権を擁護する義務があることは憲法によって明白であるが、行政はときに、「誰誰の、何何の人権に配慮」という表現で人権を捉える事が施策の中で見受けられるが、「配慮」という次元や引用は適切でない。 また、「人権」を差別、差別意識、ハラスメント等、きわめて狭義の意味でのみ取り扱っている点もこれまでと同じ流れで、問題があると言わざるを得ない。
5	—	指針全般	労働者の人権について 労働者の人権については、個別課題の中で項目として扱われることなく、前述したように人権啓発・人権教育等の中で企業におけるハラスメントに関する防止の記述がみられるだけで、労働を一つのカテゴリとしてとらえ直すことになっていない。国民の大多数を占める労働者としての人権をごく一面的に企業のなかで捉えるという不均衡は今後率先して是正されるべきだ。 ハラスメント以前に、近年問題視されているブラック企業、ブラックバイト、労働の商品化、不安定化など雇用と労働者をめぐる社会環境・経済環境は悪化の一途をたどっているが、今回の推進指針案でもこの点に関する踏み込みがみられない。 女性や障害を持つ人の分野など限られた分野で取り上げられているものの、全体像としての労働を個別説明することを意図的に避けている感は否めない。その背景に国の基本計画などとの関連があるように思える。県職員に対する人権研修や自覚を促す記述は見られるものの、具体的にどのように研修が行われているのか不明であり、県職員等、公務分野で働く者たちの人権をどう保障するかといった点は置き去りにされている。
6	—	指針全般	5年前のパブリックコメントでも提案しましたが、貴審議会が人権課題に日頃から取り組んでいる県民や県民で構成する諸団体などから、人権問題の今日的現状や課題を直接聴取する機会を設けるべきだと思います。2001年3月の岡山県人権施策推進指針の制定にむけて、当時の審議会には多数の団体から意見を聞き取る機会を設けていただきました。その教訓は生かすべきだと思います。第5章、推進体制のなかの3・民間団体との協働のなかに、日常的に意見交換を行うことを明記してください。

第5次岡山県人権政策推進指針素案に対する意見

パブリック・コメント 34件(個人5・団体2)

No	頁	項目	ご意見・ご提案《全文》
7	—	指針全般	<p>「岡山県人権政策推進指針」は2001(平成13)年3月に策定されました。5年ごとに改定されながら20年近くが経過しますが、その間に、この「岡山県人権政策推進指針」が果たしてきたことの総括がされていません。第3次晴れの国おかやま生き生きプラン・素案の推進の基本姿勢のなかに、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルの実施が掲げられています。この基本的な考え方を岡山県人権政策推進指針策定作業にも生かすべきだと思います。</p> <p>「岡山県人権政策推進指針」は県民にどの程度認識されていると捉えられているのですか。誰にどのように活用され、その成果はどのどのように表れているのですか。それらも20年も経過した時点では包括的にまとめることが必要だと思います。ぜひ、第5章、推進体制の中に新たに項を起こしてその旨を挿入してください。</p>
8	—	指針全般	<p>岡山県人権政策審議会の委員発言に「県としての考え方」を強調されている方々も見受けられ、議論の展開を期待していました。しかし、今回の第5次・素案は、第4次の「全体構成」からはほとんど変わっていません。いわゆる「私人間」の問題が中心におかれ、本来の人権概念からしての人権問題、「権力からの人権侵害」について、また労働者の人権などはほとんど触れないという内容を踏襲してしまっています。</p> <p>それには、改定に対しての論議時間が不足していること、原案が行政担当者だけの事務局から提案されることなどの背景があると思います。一度作った枠組みを、元から作り直すのには相当な体制と努力が必要だと思います。ぜひ、次回からは、全体構成と内容などについて、十分な論議をさせていただき、今日の人権課題を的確に把握し課題解決に結び付く道筋を提案できるものにしていただきたいと思えます。そのために、第5章、推進体制のなかに項をおこして、次期改定時にむけた諸準備を早くから行う旨を明記してください。</p>
9	—	指針全般	<p>素案全体のなかで、「差別意識」という言葉を使っているのが「同和問題」で5か所、「刑を終えて出所した人」で1か所ありました。女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人、ハンセン病問題・患者など、インターネットによる人権侵害などの項では、「差別意識」という記載はなく、「人権意識」、「人権感覚」、「理解や支えあう意識」、「理解を促し偏見や差別の解消」などと記載されています。啓発が大切だとする人権課題になぜそのような「意識」を表すうえでこの区別をつけるのか、奇異に感じます。素案を起草する方たちの中に人権課題に対しての軽重、ランク付けなどを考えている方がいて、それを批判できない審議会や事務局の現状の表れではないかと、思ってしまう。指摘した「意識」の使い方を整理し、訂正してください。</p>
10	—	指針全般	<p>「人権政策推進指針」そのものの根底に、この「同和問題」を残す背景があるといっても過言ではない。指針では、憲法の人権規定を記しているが、憲法はそもそも制定者である国民が国家公権力の暴走を阻止するためのものである。しかし、本指針はその理念に相反するものだ。最大の人権侵害は、国家権力や社会権力によって国民の人権(第13条 幸福追求権など)が奪われてしまう、または保障されないことにある。戦争をはじめ、災害やウイルス、労働、子育て・教育、医療・介護など、命や暮らしが奪われないように国や自治体の行政施策によってそれらを保障しなければならない。本来ならばそのような観点で本指針は策定されなければならないが、現在の内容は、人権を「市民間」の問題として矮小化しているにすぎない。「同和問題」はまさにその「市民間」による偏見・差別であり、それを残すことで本来の「国家公権力による人権侵害」から県民の視線をそらす狙いがあるとしか考えられない。指針の内容を根本から見直す必要があるのではないか。</p>
11	P1	第1章 背景	<p>指針策定では、日本国憲法第11条並びに、第13条、第14条の規定を引き続き取り入れられている点については評価できる。ただ人権尊重の理念について、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきであるとされています。」とあるが、これは第4次案へのパブリックコメントで指摘させていただいたように、「人権」概念の根本である本来の国家権力や社会的権力と個人との関係性として成立してきた点を脇に置き、自分と他人という関係性、つまり私人間の問題に転換しているのは適切な記述とは言えない。</p>

第5次岡山県人権政策推進指針素案に対する意見

パブリック・コメント 34件(個人5・団体2)

No	頁	項目	ご意見・ご提案《全文》
12	P1	第1章 背景	この1年を通して世界的な規模で新型コロナウイルス感染拡大が大問題となっている中で、我が国では、他国ではあまり見られない誹謗中傷などの人権侵害による他所への移転や引きこもりに加え自殺といった事象が発生する等、社会的にみても大きなインパクトを与えている。第5次の指針素案では新型コロナウイルス感染症にかかわる記述は33ページの【その他の疾病等】ア正しい知識の普及・啓発のところで触れられているのみである。本年12月段階には岡山県でもすでに累計感染者数が再陽性を除いて600人以上にのぼり、今後も相当数増加するものと考えられることから、後掲の患者の箇所に取り扱うのみにとどめず、第1章背景の部分においても本問題を取り上げるべきである。
13	P2	第1章 背景	人権をめぐる国内外の取組(3)県の取組では、「(要約すると)指針の5年毎の見直しと、それに基づき国や市町村、関係機関等との連携・協力の下に人権尊重の視点に立った諸施策を進めてきた」とあるが、20年に及ぶ県の人権行政の総括と呼ぶには簡略すぎる。なお、この項で2019年8月の3回目の意識調査についての記述で、「我が国では人権が侵害されているようなことが少なくなってきたと思っている人が増え、自身が人権侵害を受けた経験がある人も減少しました」とあり、「意識調査の結果を指針等の策定に生かす」とあるが、個別課題の「同和問題」の項にも素直にこの点を取り入れるべきではないか。
14	P5	第2章 基本的な考え方 1 基本理念	基本理念として、「共生社会おかやま」の実現として、「晴れの国おかやま生き生きプラン」から〇生命と尊厳を守る社会、〇互いに多様性を認め支え合う社会、〇公平な機会を保障する社会、の3点を引き続き取り上げているが、この3つの求める社会像に対して、どこまで接近できたのか、課題はどういったものがあるのかについては、この指針素案には触れられていない。これでは、「基本理念」はただ掲げているだけという印象を受ける。
15	P5	第2章 基本的な考え方 2 指針の性格	指針の性格では、(2)県政の施策はこの指針の趣旨に沿ったものとしていく、(3)市町村や県民との協働を期待する、とあるが、実際に県が計画し施策として講じる場合に、ここで述べられているようになっているのか、更に協働に期待とあるが具体的に協働はどれだけ進展してきたのか、この点についても本指針素案から見いだせない。
16	P6	第3章 施策の推進方針	人権尊重の視点に立った行政で「職員一人ひとりが、県行政のすべての業務は人権にかかわっているとの認識をもち、職務のいかんを問わず、人権尊重の視点に立った行政の担い手であることを自覚して業務にあたるのが大切です」とあり、「体系的な職員研修を行う」とも記述している点は一定評価できるものの、行政の担い手としての一職員の課題のみならず、行政を預かる知事、県議会(議員)、教育長(庁)などオール県庁という視点を貫くことと、県政は県民の人権を侵害することはないという姿勢を示すことが必要ではないか。この点については第4次の指針見直しでも意見としてあげたところ。
17	P6	第3章 施策の推進方針	人権啓発・人権教育(1)啓発・教育のあり方では、様々なアイデアを取り入れていくとするなど一定評価できるものの、「人権」をハラスメントや差別といった狭い範囲のことに集約させた形で文章化させているが、これでは受け取る側に誤解を生じかねない。まずは「人権とは何か」「何のための誰の権利なのか」明確にさせた上で記述を行うべきではないか。その上で、指導者の資質向上を掲げるべきではないか。
18	P7	第3章 施策の推進方針	(2)様々な場での啓発・教育 ア学校等における教育 1学校等における人権教育の推進では、児童生徒、幼児期などで発達段階に応じて生命の大切さや人権の意義、自他共に大切であることを気付かせることを重視することが述べられているが、岡山県における教育現場の実態は、伊原木知事の下で頑張る学校応援事業といった教育とはなじまない事業が実施されてきた(次回「プラン」からはこの事業は削除されることだが)。小学校から中学卒業時までテスト重視となっている。更にいじめや非行に対応するために警察連携室といった取り組みも行う等、子どもたちがのびのびと学び生活できる環境や時間が保障されているとは言えない状況である。指針を施策に活かすのであれば、実態の是正といった方向転換が必要ではないか。

第5次岡山県人権政策推進指針素案に対する意見

パブリック・コメント 34件(個人5・団体2)

No	頁	項目	ご意見・ご提案《全文》
19	P7	第3章 施策の推進方針	3高等教育機関における人権教育の推進の中に就職するにあたって働くルールや労働者としての権利などを学ぶ機会を保障することが全く触れられていない。
20	-	第4章 全般	課題別ごとに対応する個別計画を掲載していただきたい。
21	-	第4章 全般	岡山県人権政策推進指針(素案)では「課題別」にとりあげ、10個に分類していますが、私はこの分類は必要ないと考えます。その理由として、どこに分類される人であっても、すべて「人」であることです。素案の第1章の「1 指針策定の趣旨」のなかで、「日本国憲法」の「人権」規定について触れてあるように「生命、自由、幸福追求の権利」があり、他人の人権を侵害しない範囲で、すべての人が「個人」として尊重されるべきだと思います。また、法の下での平等及び差別の禁止にも触れてあり、教育・啓発をするのであれば、こういった根本的などころをするべきではないかと思えます。
22	P12	第4章 課題別施策の推進 1 女性	男性に対するDV被害について個別分野の「女性」の項に挿入されているが、男女共同参画課が取り扱うので、この項なのかと思うが、もう少し工夫されてはと思う。カテゴリーを「女性」とするのが適切かどうかも含めて。
23	P21	第4章 課題別施策の推進 4 障害のある人	2015年10月下旬、岡山市内の「福祉交流プラザ」(隣保館)で車椅子の重度障害者の人が館への入場を拒否される問題が惹起しました。エレベーターや障害者トイレもない館が、一方で人権、福祉、コミュニティを謳っている、そんな現状があります。 2020年11月、視覚障害者の方が「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき福祉サービスの申請を行った結果、支給決定通知書がとどきました。しかし、その通知は書面でした。ご夫妻とも全盲でしたので、内容がわかりません。知人にメール添付で送り読んでもらってやっと決定したことを知りえた、ということもありました。 「心のバリアフリー」よりも、公共施設そのものからバリアーをなくすという姿勢、個々の障害の状況に応じて情報を伝えるなど、一人ひとりの人権を主軸にという行政姿勢をまず示していただきたいと思えます。
24-1	P25	第4章 課題別施策の推進 5 同和問題	第4章、課題別の「同和問題」は削除してください。2019年11月27日開催の第47回審議会議事録の委員の発言に「第4章の課題別施策の推進で1から10までであるが、基本的に主体別だといわれる」、「ハンセン病問題も同和問題も、その人の人権問題がメインとなるなら」などと意見表明され、審議会全体の考え方になっています。そのことは、「同和問題」という設定は「同和地区の人」、もしくは「同和関係者」に対しての人権課題だとして取り上げられていることになります。 しかし、2002年3月末で33か年の同和対策事業にかかる特別措置法が終結したことを受け、県当局も今は法務省も「同和地区」「同和関係者」を特定できないと公言しています。もし特定しようとするれば、そのこと自体が人権侵害という時代を迎えています。そういう認識を持って、再度課題別を整理してください。

第5次岡山県人権政策推進指針素案に対する意見

パブリック・コメント 34件(個人5・団体2)

No	頁	項目	ご意見・ご提案《全文》
24-2	P25	第4章 課題別施策の推進 5 同和問題	<p>私が初めて部落差別について知ったのは小学生の頃、部落差別に関するアニメーションを学校で見たときでした。そのアニメーションを見るまで、部落差別というものがあることを知りませんでした。その後も、高等生のとき同じようなアニメーションを学校で見たのが2回目。社会人となり職業訓練校に通っている半年の間に同じような映像(アニメーションではなかった)を見たのが3回目となります。</p> <p>今ふりかえれば、これが「教育・啓発」だったのかと思いますが、これまでに経験した3回の教育・啓発のとき以外、私は日常で「部落差別」を見たり、聞いたり、意識することはありませんでした。私のように「教育・啓発」によって「部落差別」を知らされた人も多くいると思います。「教育・啓発」が差別意識を生み出すきっかけになることも理解していただきたいと思います。そう考えれば、現在は部落差別の「教育・啓発」を行えば状況が改善されるという段階ではないということに気づいて頂きたいと思います。</p> <p>社会問題として解決を迎えた部落差別について、「部落差別解消推進法6条」の調査結果を用いて、実態ではなく「あると思う」など、意識だけを取り上げて「教育・啓発が必要」だと結論づけることを見ると、例えるなら、放っておけば火が消える焚き火に、少しずつ薪をくべ続けるような感じでしょうか。実態はゼロにはならないのかもしれませんが、社会問題の規模ではないと思います。そして、実態のない意識の結果まで使って「教育・啓発が必要」と結論づけるところに、教育・啓発を行うための理由を必死に探しているようにも感じます。どうか公平で公正な分析と判断をお願いいたします。</p>
24-3	P25	第4章 課題別施策の推進 5 同和問題	<p>「(1)現状と課題」ではこれまでの取り組みの成果と今後の課題が明記されていますがそもそもとして「同和地区」という指定が行政的になくなった今日においては同和問題を啓発すること自体が問題だと思っています。</p> <p>どんな課題でも、教育・啓発しようとするならば「問題が残っている」という認識から書かざるを得ない。同和問題の今日到達点を考えるうえで、社会問題としては解決していることを岡山県としても認められているにもかかわらず、「どんな問題が起きていると思うか」という恣意的な質問で意識調査を行っています。この「意識調査」自体が実態を反映しているとは言い切れないのではないかと疑念を持ってしまいます。</p> <p>その意識調査の回答を根拠に教育・啓発を行う上での実態をつかめないまま、問題があるから解消しようとする形での啓発はやめるべきだと思います。</p> <p>指針の改定にあたり、「同和問題」の削除を強く求めます。</p>
24-4	P25	第4章 課題別施策の推進 5 同和問題	<p>「同和問題」の項は、「今日における同和問題の解決の到達点」を踏まえたものになっていない。新たな差別事象を誘発する恐れがあるため、直ちに削除されたい。「県民の差別意識の解消にとりくむ」として県民の意識を教育・啓発するという憲法に違反するものである。市民の内心は憲法19条「思想及び良心の自由」によって保障されている。行政が市民の意識を調査や教育することは許されるものではない。市民の中に偏見や差別意識があったとしても、多くの市民は「もう部落差別なんてする時代ではない」と思い留まれる社会にまで成熟している。それは法務省が公表している地方法務局別毎の「人権相談件数」や「人権侵害事件の受理及び処理件数」の結果からも容易に分析でき、ほぼ実態に表出していない課題なのは言うまでもない。行政施策を計画立てる場合は、意識ではなく実態に沿ったものでなければならない。</p> <p>岡山県は「同和問題」をこれからも社会的に重要な人権課題だと位置付け、いつまでも残し続けておきたいという意図がみえる。県民の中で既に解決されてきた「同和問題」を、「まだある」「まだある」と壊れたレコードのように誤った宣伝を繰返すことは、新たな差別を誘発する危険があるため、すみやかに同和問題を個別課題から削除されたい。</p>

第5次岡山県人権政策推進指針素案に対する意見

パブリック・コメント 34件(個人5・団体2)

No	頁	項目	ご意見・ご提案《全文》
25	P25	第4章 課題別施策の推進 5 同和問題	<p>5.同和問題について、特別法が2002年3月に失効して今日法的根拠も誰が同和関係者でどこが対象とされた地域なのかも特定できない状況や今日的な部落問題解決の到達点からすると、「同和問題」をもはやこの項に含める時代ではないと主張し岡山県に対して、そうした要望も伝えてきたところである。そうした大前提の下ではあるが、指針案に示された以上、その中身について、第5次指針素案に足してもあえて意見を述べることにする。</p> <p>現状と課題の中で、県は「令和元(2019)年の第3回意識調査の結果では、同和問題に関する人権問題が起きていると思っている人は前2回の調査に比べて減少しており、今までの取組が一定の成果につながるなど、同和問題は解決に向かってはいます。一方で、若年層では減少しているものの、結婚問題での周囲の反対、身元調査などで差別意識が見られるとの回答が依然としてあることから、引き続き差別意識の解消に取り組む必要がある」としている。結婚や身元調査で差別意識が見られるとの回答は、若年層では減少しているということは、裏を返せば年齢が高くなるにつれそうした傾向が見られるというであり、その背景に長年にわたって「同和問題」で結婚や就職で問題があることを前提にした教育・啓発が行われ、それが今も教育・啓発を受けてきた人たちの意識に色濃く反映しているからではないのか。更に若年層では減少しているということは、結婚・就職をする対象年齢にある若者たちがそうした問題に遭遇することが全くないとは思わないが、ほとんど見られなくなってきたということではないのか。そこまで同和問題は解決してきているというのが現在の到達点ではないのか。</p> <p>第1章の背景で県が示しているように令和元(2019)年8月の第3回意識調査についての記述で、「我が国では人権が侵害されているようなことが少なくなってきたと思っている人が増え、自身が人権侵害を受けた経験がある人も減少しました」とあり、「意識調査の結果を指針等の策定に生かす」とあり、この傾向は同和問題に関しても共通しているように見える。</p> <p>国の「部落差別解消法」第6条に係る調査の回答でも人権問題全般に対する「同和問題」の相談件数は少なく、0.18%と占める割合も低いことが明らかになっている。</p> <p>近年、結婚・交際で「同和問題」を理由に県や市町村、法務局等に人権侵害が発生したから仲裁や訴えが発生しているといった報告はない。1993年当時の総務庁地域改善対策室(現総務省・室や課はない)の行った調査でも若い年代ほど社会的交流や交際・自由な結婚が進んでおり、その傾向はいまも変わらず進んでいると見るべきである。</p> <p>法務省の部落差別の実態に係る調査結果と意識調査を十分精査しないまま推進指針の中に取り入れることによって、これまでの幾多の取り組みを過小評価しかねないばかりか、自己矛盾や展望がみえないという危険を抱え込む行政の内部矛盾を露呈した推進指針となっているのではないかと思える。</p> <p>差別的な言動や就職や職場での不利な取り扱いでも、実際に被害が起きたのはいつのことなのかを考慮せず、30年前の事も今日的なことも同様に扱うのは科学的ではない。</p> <p>更に全体の調査の中で「同和問題」に関心があると回答した人の占める割合は年々減少傾向にあることや、インターネット上での差別書き込みをことさら大きく捉えることは不遜な書き込み者の意図に安易に乗ることになる。</p> <p>「差別意識」を課題として上げているが、憲法が保障する内心の自由に抵触する危険性があることや「差別」という現象と「意識」という心理を同一視することは不自然で心の中で思っていることが具体的に現象としてあらわれた時にそのことを問題として取り扱うことはあっても心の中に踏み込んで「あなたには差別する意識があるだろう」と誰が判断できるのかといった問題にどう向き合うのか。結論として「差別意識」という文言の概念をどう説明するのか、疑問である。</p> <p>「基本方針」でも「差別意識」が問題視されていることや、「施策の方向」でも「これまで積み上げてきた教育や啓発の成果を踏まえ、適切に位置づける」としているが、「これだけ努力したのに結婚や就職・職場、インターネットで差別がある」という県の組み立てた文章からすると今後も同じように教育・啓発の推進で「差別意識」が無くなる、もしくは減少する明確な展望と根拠は見出せないという矛盾が生じるが、このことについて県はどう考えるのか。</p>

第5次岡山県人権政策推進指針素案に対する意見

パブリックコメント 34件(個人5・団体2)

No	頁	項目	ご意見・ご提案《全文》
26	P25	第4章 課題別施策の推進 5 同和問題	前回の第4次指針と本素案を比較してみると、加筆されたのは、(1)「現状と課題」と(2)「基本方針」で、国が2016年12月に公布・施行した「部落差別解消推進法」に関する事項と、最新の第3回意識調査の結果である。一定評価出来るのは、調査結果について、第4次では「インターネット上の差別書き込みが発生」と記されているが、第5次素案ではそれについて省いている点は、「同和問題」の課題にインターネットの差別書き込みを位置付けないとする岡山県の姿勢を市民に示したと考える事もできる。ただ、評価できるのはこの点だけである。(1)「現状と課題」では部落差別解消推進法の第6条調査の結果・分析について県独自の見解は全く示されていない、(2)「基本方針」でも、第3回調査と前回調査の結果は必ずしも同じではないはずだが、全く同じ文言であること。第4次指針以降、行政として「同和問題」の解決にとりくんだ成果が何一つ「基本方針」に反映されていない。岡山県は「同和問題」に関して、CAPDサイクル(Check評価、Act改善、Plan計画、Do実行)を実行していないのではないかと思いますを得ない。
27	P26	第4章 課題別施策の推進 5 同和問題	「汚染一揆」に関しては、歴史として取り扱うべきである。
28	P40	第4章 課題別施策の推進 10 様々な人権をめぐる問題	10様々な人権問題と一括(ひとくくり)にしないで、個別の施策としていただきたい。
29	P41	第4章 課題別施策の推進 10 様々な人権をめぐる問題 ホームレス	「ホームレス」という言葉は状態を指し、「ホームレス状態になった人」という表記が正しいと考えます。ホームレスという表記では、状態ではなく、まるで「ホームレスという人」のような印象を持ちやすく、慎重な配慮が必要です。
30	P41	第4章 課題別施策の推進 10 様々な人権をめぐる問題 ホームレス	ホームレス状態に至る理由は経済的理由だけではありません。心身の疾患や障害の存在、さらに頼ることやサポートを受けることのできる人間関係の喪失など、複雑な事情を個々で抱えています。 岡山県内においては、路上生活者の数が統計的には少なくいですが、実際には数十人が野宿生活をしています。 しかし、残念なことに、福祉事務所を中心とした行政機関からの野宿生活者の排除も続き、結果として岡山市に野宿生活が集中してきます。 そして、岡山市であっても、野宿生活者の数は首都圏のような大規模数ではないため、マイノリティであることから、市民の中にはいまだに「浮浪者」「何をかわからない人」「犯罪を起こすのではないか」といった根強い差別意識と、排除の現状が見られます。 岡山県内での数年に渡る野宿生活者はかなり少なくなりましたが、一方で新型コロナウイルス感染拡大以前より、経済的に困窮し、誰にも頼ることもできず、住まいを失う方の数が増えて来ています。そして、今年度にいたっては更にこうした困窮状態の方が過去無いペースで増えています。 そのため、一時的に路上で過ごすことも稀ではなく、路上生活となることへの偏見や差別は、その当事者をさらに相談すらできない状況へ追い込むこともあります。 今回の「ホームレス」に関する素案については、内容が不十分であり、記載内容の充実を求めます。 誰もが困窮することもあることや、困窮してもいち早く支援につながることを。そのためにはホームレス状態の人への偏見や差別から排除行動を起こすのではなく、県民が誰に対しても平等な人権意識を持ち、ホームレス状態の方への理解を進めながら、適切かつ迅速に支援窓口などへつなぐ行動が必要と考えます。

第5次岡山県人権政策推進指針素案に対する意見

パブリック・コメント 34件(個人5・団体2)

No	頁	項目	ご意見・ご提案《全文》
31	P43	第5章 推進体制	県における推進体制として、人権政策審議会、政策推進会議、人権啓発マトリックスがあり全庁あげて人権尊重の視点に立った行政の推進を行うと明記。国や市町村との連携では、ネットワーク協議会を通じた連携と新たに市町村へ情報提供や事業の支援を行うと追加。民間との協働では新たにボランティアや大学との連携とあるが具体的にどう進めてきたのか、本指針素案のどこにも見当たらない。個人情報保護の課題などもあり本当にこうした連携が成立するのか。